○関東地方整備局告示第三百六十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年九月二十七日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　7

二　登録建築物調査機関の名称　株式会社湘南建築センター

三　住所　神奈川県平塚市宮の前9番28号

四　変更する年月日　平成二十三年九月十六日

五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　株式会社湘南建築センター本店　神奈川県平塚市宮の前9番28号　株式会社湘南建築センター横浜支店　神奈川県横浜市西区北幸二丁目6番1号

○中部地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日　中部地方整備局長　足立　敏之

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊川市白鳥町原溝三七番一から同市白鳥町六二番一まで	前	二〇・七〇～二三・〇〇メートル	二〇・二一〇キロメートル	
	後	二〇・七〇～三二・五〇メートル	二〇・二一〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高山市久々野町山梨字向畑六六番五から同市一之宮町野添三五四二番四まで	前	A　一三・〇〇～三八・〇〇メートル	四・二四〇キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一三・〇〇～七〇・〇〇メートル B　一三・〇〇～八六・〇〇メートル	四・三一〇キロメートル 二・九一〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
名古屋市守山区川東山九〇六番から同市守山区川東山八〇四番まで	前	九二・〇〇～一〇二・〇〇メートル	〇・〇二三キロメートル	
	後	九〇・〇〇～九七・九〇メートル	〇・〇二三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

九月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国における攻めの農林水産業を展開していく上での風評被害対策に関する質問主意書（木村太郎提出）

国連総会の際に行われた日ロ外相会談に関する質問主意書（浅野貴博提出）

報告書受領

九月二十二日会計検査院長重松博之から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう農林水産大臣に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう文部科学大臣に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「航空自衛隊第一補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について」

参議院

質問主意書提出

九月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

東シナ海における日本と中国の資源開発に関する質問主意書（水野賢一提出）（第一九号）

六ヶ所及び東海再処理工場の高レベル放射性廃液の絶対的な安全管理に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二〇号）

報告書受領

九月二十二日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「東郷ダムの工事が完了していないため事業期間が長期化している国営東郷土地改良事業及び国営ふらの土地改良事業について、事後評価を行ってその結果を事業に適切に反映させるとともに、可能な限り経済的で効果的なかんがい用水の水源確保の方法を選定して事業効果の早期発現を図るよう農林水産大臣に対して意見を表示したもの」についての報告を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「各都道府県に移管された高校奨学金事業について、運営状況等を的確に把握し、これに基づいて必要な助言等を行うなどの所要の対応を執るなどして、将来にわたって適切な運営が確保されるよう文部科学大臣に対して意見を表示したもの」についての報告を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「航空自衛隊第一補給処における事務用品等の調達に係る入札・契約及び予算執行の状況について」の報告を受領した。

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理　国務大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣枝野幸男海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月二十一日）

（東京高等裁判所判事）判事　松本光一郎

願に依り本官を免ずる（九月二十二日）

国土交通省

（東北運輸局企画観光部長）国土交通事務官　林　泰三

大臣官房付に転任させる

（中国運輸局交通環境部長）同　坂本　慶介

東北運輸局企画観光部長に配置換する

（九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所長）国土交通技官　久米　英輝

中国運輸局交通環境部長に転任させる

（国土技術政策総合研究所空港研究部空港ターミナル研究室長）同　上島　顕司

九州地方整備局下関港湾空港技術調査事務所長に転任させる